

小野田元熙文書

谷口裕信
鈴木淳

はじめに

ここに紹介するのは、群馬県館林市御在住の小野田かづ江家に伝えられた文章のうち、公務に関する書簡の全てである。鈴木は平成十二・十三両年度に「地方都市における消防の近代化の比較研究」の研究課題で科学研究費補助金（奨励研究A）を受給して研究を行つたが、この過程で明治十二年に川路利良に随行してヨーロッパに調査に赴いてその後警視庁において消防の近代化に貢献し、また明治二十七年にはじめて全国的に消防組を制度化した勅令第十五号消防組規則が制定された当時には内務省警保局長としてその立案にあたつたと思われ、また地方の消防の責を担う県知事として各地で勤務した小野田元熙の関係文書の調査を志した。館林市立図書館に「小野田家文書」が保存されていることは高橋雄豺氏によつて紹介されており、その一部である川路利良の「泰西見聞誌」も翻刻されている（高橋雄豺『明治年代

の警察部長』良書普及会、昭和五一年）。早速館林市立図書館に赴き、中島清館長らの御高配を得て調査させて頂いたが、小野田文庫の内容は次頁の表の通りで、年代順に冊子に張り込まれた辞令など大変貴重なものであるが、関係文書の全体とは考えがたいことが判明した。

そこで、後日可能な範囲で遺族を調査し、市内に元熙の長男元辰の次男である元華氏の末亡人かづ江氏が在住していることを知つて御協力を御願いし、御快諾を得て平成十二年十二月九日に調査に赴いた。かづ江氏の御話によれば太平洋戦争後、自宅が火災で焼失し、その際、文書群の一部だけをからうじて搬出し、それらを図書館に納めたとのことである。しかしながら、自宅に留められたものがある。それは今回紹介する掛け軸二点と書簡である。また後年の編纂物として昭和七年に岩尾貞和がまとめた「小野田元熙大人事蹟綱」があり、小野田元熙が「小野田文庫」として整理していた文書の、現時点では実物が発見できない一部の標題や元熙の小伝などを載せる。かづ江氏は戦時下、上海の居留日本人向け第一高等女学校にお勤めで、同地で元華氏と結

館林市立図書館所蔵小野田家文書目録

番号	資料名	点数	年月日	注
1	治獄要務ほか	1	明治5年	1
2	泰西見聞誌	1	明治12年	2
3	古状摘要	1	安政2年	
4	太政官布告同達索引	1	明治8年	
5	唐詩選	1	不詳	
6	大全早引節用集	1	寛政8年	
7	女教訓身持鏡	1	文政8年	
8	実語教	1	不詳	
9	特別大演習宮城県事務概要	1	明治34年	
10	増字新刻大節用	1	寛政13年	
11	家範	1	明治41年	
12	遺言	1	大正6年1月	
13	小野田家記録	1	明治28年1月	
14	硯	1	明治33年11月	
15	辞令1	1	明治4~21年	
16	辞令2	1	明治21~41年	
17	記念章之証	4	明治22~27年	
18	記念章之証	4	大正1~5年、昭和7年	
19	叙勲章	9	明治11~39年	

注 同図書館作成の仮目録による

1 表紙「小野田文庫」、「治獄要務、法朗西監獄築造書」

明治39年6月付けの本人の序文あり

内容目次；治獄要務書明法寮生徒翻訳

佛国獄制佛人フスケー筆録

横浜英國牢室規則大関拙藏訳

白耳義國獄制泰西見聞誌

佛国に在る獄舎規則大略ホワソナード氏の説

2 高橋雄豺氏が翻刻したもの

史料がこの状態になつた経緯は不明であるが、差出人一人につき一通ずつが残されているところから、小野田元熙の手許に残されていた書簡群から、一人につき一通ずつを抜き取つて「名家書簡集」のようなものを作ろうとしたものと考え

婚なさつて、戦後引き揚げて館林に在住する事となつたため、大正八年の元熙の没からそれまでの期間の文書の散逸の経緯などは不明であり、一部が他の遺族や関係者のもとに残存している可能性もある。なお、元熙の次男元良氏の孫、小野田元一氏は昭和四十四年に一九一頁の伝記『小野田元熙』(藤商事発行)を刊行されており、小野田に関する最も詳細な文献となつていて。

書簡の状態

今回紹介する書簡類は、一度表装された後で解体されたのか、あるいは表装の工程のある段階で中斷されたものらしく、元来の書簡の用紙の継ぎ目ごとにばらばらな状態であつた。ただし、継ぎ目には裏面に鉛筆で合印が付されており、おおむね再接合可能であつた。書簡を重ね、まとめた状態であつたので、そのまゝより毎にAからCまでの記号を与え、さらに上から順に仮番号を与えた。そして、整理の後に同一書簡の一部と判明したものは番号の若い方に統一して整理した。書簡には差出人を推定した付箋がつけられており、目録上これを記録したが、無理な推定と思われるものもあり、明らかに錯誤の場合は備考に表記するに留めた。書簡類は借り受けて研究室において番号を与えて目録を採り、一点ごとに封筒に収めた後、全点マイクロフィルムで撮影した。また掛け軸については小野田家で撮影した。

史料がこの状態になつた経緯は不明であるが、差出人一人につき一通ずつが残されているところから、小野田元熙の手許に残されていた書簡群から、一人につき一通ずつを抜き取つて「名家書簡集」のようを作ろうとしたものと考え

られる。残りの書簡の行方は気になるが情報はない。また小野田かづ江家にはこのほか三女千子あての書簡が、おおむね郵便封筒詰のまま残されており、これも調査したが、まったくの私信であるため紹介の対象とはしなかった。

鈴木の元来の研究目的である消防制度の整備に関するものは、書簡二点に留まり、この点での成果は十分とは言い難かったが、他の書簡にも興味深いものが多く内容が多岐に亘る反面、一人一通という制約からこの書簡群だけから特定の主題について研究を行うのは困難であり、他の史料と併せて用いるためなるべく広い範囲の研究者の利用に供する事が望ましいと考えた。そこで鈴木、谷口共同で、全点を筆耕して紹介することを企画した。

小野田家の調査は鈴木と西敦子が行い、研究室での整理・撮影・筆耕は、以上のほか谷口、塙出浩之、松澤裕作、今津敏晃、松田忍、池田勇太が行い、また村田悠理、葦名ふみ、箕田妃希は筆耕を補助した。

小野田元熙の略歴と関係書簡

小野田元熙は嘉永元年二月十一日館林で館林藩士藤野逸平の次男として生まれた。安政三年に父が山形の分領にある漆山陣屋に代官として派遣されたためこれに従い、同地の郷学校で教育を受けた。文学の教師は塩谷良翰であったという。万延元年館林に戻つて藩校に学び、さらに江戸に出て学んだ。文久二年には同藩士小野田家の養子となつて家督を継ぎ、家禄二十八俵、二人扶持を相続した。文久三年には館林藩が幕命により内桜田門の警備にあたる事になり、小野田もこれに

撰ばれた。元治二年には家老日記役となり、戊辰戦争には長州藩の教師による調練を受けて出征した。明治四年の廢藩後、東京府の選卒募集に藩士たちを糾合して応じて、十一月その小頭に任じられ、以後司法省、内務省東京警視庁、内務省警視局と変わる東京の警察組織の中で累進していく。

明治十二年二月十三日には川路利良に随行して欧米視察に旅立つ。川路は病のため八月に帰国の途に就くが、小野田は警察・監獄・消防制度の調査を続けアメリカを経て十三年八月二十一日帰朝する。C8とD3はその間に警視局幹部から受け取った書簡でありC14は帰朝祝いであろう。

十四年の警視庁再置後、十五年七月に警視庁会計局長となり、十七年八月には内務少書記官を兼ね、十九年二月に書記局長兼第三局長、一等警視となるが同年十二月、三島通庸警視総監による人事刷新のため警視庁を去る。

（鈴木淳）

小野田は明治十九年十二月、第二代目の東京府小笠原島司に任命され、翌年二月着任した。小野田の伝記『小野田元熙』はこの人事を、警視総監三島通庸による人事刷新策が原因の左遷である、としている。

この評価は間違いないだろうが、それ以前に小野田と小笠原を結ぶ糸はあったのである。明治十八年六月、小野田は監獄設置のため小笠原に来航し、同年十月にはその時の見聞とペリーの日本紀行の抄訳とを合せて『小笠原島巡回略記』（警視庁）を出版していた。ちなみに、この『巡回略記』を贈呈した時に届いた御札の書簡がD2である。

小野田は第二代目の中笠原島司であったが、東京府出張所が島庁へ改変されて島司が置かれるのが明治十九年十一月だから、実質的には

小野田が初代の島司であった。小笠原には元来、外国人入植者が少なからずおり、明治十五年にはすべて日本国籍を取得してはいたが、一種独特の雰囲気のある島だった。また当時は甲申事変で日本に亡命していた金玉均が隠棲させられており、島司任命にはこれまでの小野田の手腕・経歴が十分考慮されていたといえよう。島司在任中には、島府の『小笠原島誌纂』編纂を指揮し、明治二十一年七月に出版している。さて、これは余談になるが、小野田の手腕が見込まれた（!?）エピソードをご紹介しよう。それは（不良）官吏子弟の保護監督であり、小野田へそのことを依頼した書簡がB 23・43・D 4である。小野田にとっては迷惑な話であるが、後日ちょっととしたトラブルになつたと思われるケースもある（書簡A 2・B 22）。

一年半余りの小笠原生活を終え、明治二十一年七月小野田は長野県書記官に任命される。この長野県時代に、小野田は明治十二年（一八七九年）の歐州視察復命書とともに『泰西監獄問答録』（警視庁）を出版している。明治二十五年には兵庫県書記官に転じるが、数ヶ月後内務省警保局長に栄転する。それを知らせる兵庫県知事の書簡がD 7である。東京勤務は実に六年ぶりであった。小野田が警保局長として入つた内務省の顔ぶれを見ておくと、大臣は井上馨、次官渡辺千秋（三十七年からは都筑馨六）など。小野田は中断していた全国典獄会同を毎年開催し、監獄制度整備や消防組規則制定など、精力的にその職務に取り組んでいく。それを支えたのが当時内務書記官で警保局にいた有松英義である。今回の史料紹介の中には彼の書簡は見当たらないが、彼の立法能力なくしては小野田の警保局長としての仕事もはかどらなかつただろう。

さて、警保局長には職務上様々な情報が集まつてくる。総選挙ともなれば情勢分析を行い、日常的に新聞等の取締を行う関係上、情報には敏感である。『警保局長決裁文書』（国立公文書館蔵）と共に見ていくと興味深いだろうが、そのような警保局から逆に情報を得ようとしているのが書簡B 18である。

警保局長時代の来信は以上のほかに、警保局での学生採用を依頼したB 28や、明治二十六年に来日したオーストリア皇太子の警護にあつた、小野田へのレオポルト第二級勲章授与に関連すると思われるB 34がある。

第二次伊藤内閣と自由党との提携に反発して内務省を去つた野村靖（大臣）・江木・都筑と、小野田は同一歩調をとならなかつたが、明治二十九年十一月に警保局長を辞任している。この背景については伝記には記載がなく、野村書簡（B 9）も「種々御苦慮之状」としか語らずよく分らない。陸奥宗光宛の芳川顯正書簡によれば「多分彼宮内大臣に関する新聞取締の因循に起因するならんと之事（中略）、通年新聞紙上に喧伝する處の異分子排却之血祭に外ならざる乎と見受けられ申候」とあり、警保局長辞任の前に問題となつて二十六世紀問題が引き金となつて、第二次松方内閣と進歩党との提携に障害があるとみられていた小野田が辞職させられたものと思われる。次官の松岡もこの時に辞職している。

警保局長を辞して小野田は浪人生活に入るが、翌三十年四月には内務省を去つて茨城県知事となつて江木の後任として茨城県に赴任する。その後三十一年六月に山梨県知事、三十二年八月に静岡県知事、三十三年十月に宮城県知事、三十五年二月に香川県知事として各地を転々していく。以下、静岡県知事時代以降の小野田の足跡を見てお

きたい。

赴任早々の三十二年九月、静岡県では改正県制下初の県会議員選挙が行われた。当時県会は憲政本党系が優勢であったが、憲政党が政府と党だつたこともあり、憲政党色が強いとみられていた小野田知事以下、徹底した選挙干渉を行つて憲政党系の圧勝をもたらしたという。また小野田知事時代は各種の不正・疑獄事件も多発したようである。

もちろん、小野田がこれらに直接関わっていた証拠はなく、政党と県当局との権力構造が出来上がつてしまい、小野田の制御が利かなくなくなつていていたと見られる方が妥当であろう。静岡県時代の来信としては、宮城県への転勤を惜しむB 30がある。

宮城県は小野田が警視庁時代に宮城集治監の建設に携わったこともあり、その意味で懐かしい土地であった。明治三十四年十一月に宮城县で陸軍特別大演習が行われ、内外から関係者が多く観察に訪れた。これに関連する書簡がB 38・C 13である。

香川県時代は小野田の県知事時代の中でも一番長く、在任期間は実際に八年四ヶ月にも及んだ。戦前期を通してこの在任期間は香川県では最長記録である。これまでの小野田の在任期間（平均一年二ヶ月）やB 30書簡からも分かるように、当時の県知事は短期間に次々と入れ替わるのが常であった。ただし、小野田とほぼ同時期に任命された府県知事の中には、大森鍾一（京都府知事）の十四年二ヶ月を筆頭に八年九年の在任期間を持つものも少数ではあるがいた。これは一つには日露戦争を問はず、戦後経営や地方改良運動の円滑な進行を内務省が考慮していたためとも考えられるが、確証はない。

それはともかく、香川県時代の大きな出来事といえばやはり日露戦争だった。特に香川県は普通寺に第十一師団が設置されていたことも

あり、小野田も大きな関心を持って県政にあたつていたようである。それは例えば「戦病死下士兵卒遺族及廢兵並ニ其ノ家族救護方法」制定のように、戦争犠牲者やその家族の救恤に手を差し伸べていることからも明らかである。ただしその実態については筆者は調査していない。関連書簡としてB 37・D 14がある。また、出征中の第十一師団関係者との書簡のやりとりも行つており、その様子が窺える書簡としてB 12・15・17・20・44・D 15がある。県知事が行政の長として、あるいは日本赤十字社支部長として率先して銃後を固め、盛り立てて行くとしていた。軍と知事との関係について、他の師団所在府県の実態との比較を試みるのも興味深いだろうと思われる。

小野田は明治四十三年から「香川県勵業七年計画」を立てるなど、勵業知事としての側面も持ち合わせていたが、この計画の成行きを見守ることなく同年六月に辞職し、十三年間にわたる県知事生活にピリオドを打つ。

その後の小野田については、今回紹介した書簡中からは明確に読みとることは困難である（年代がはつきりとしないため）。そこで後は伝記から小野田の後半生を略述するに止めたい。

明治四十三年六月に香川県知事を辞すると、同年七月に小野田は貴族院議員に勅選される。幸徳楽部に所属し、四十五年六月には貴族院の「支那朝鮮観察団」に加わるなどの活動をしている。男爵受爵の話もあつたがこれを辞退し、四十四年二月に錦鷄間祇候となつている。その後日本赤十字社理事・評議員、四十四年四月～大正四年四月に小野田の故郷にある上毛モスリンの社長、大正二年四月～六年四月に東武鉄道の監査役など実業界にも活動の範囲を広げた。公私に多忙でいたつて健康だつたが、大正七年の秋から風邪気味となり、入院する。

小野田元熙文書（小野田かづ江家所蔵）目録

仮番号	姓	名	年月日	差出人推定根拠	備考
A-1	林	董	5月24日		
A-2、6	(原)	敬	12月23日	付箋による	後半はA-6
A-3	(花房)	義質	5月31日	付箋による	
A-4	奈良原	繁	6月5日		2枚
A-5	佐伯	法恕	明治40年1月2日		付箋に「泉涌寺住職」とあり
B-1		たせ子（堂世）			裏に「五ノ二」の朱筆
B-2	勝間田	積	12月16日		2枚
B-3	山田		2月4日	付箋による	付箋に「山田信道カ」とあり
B-4		政四郎	1月25日		付箋に「板垣征四郎カ否カ」とあり
B-5	阪谷	芳郎	2月7日		
B-6	南條	文雄	4月13日		2枚
B-7	(浅田)	徳則	5月23日	内容による	2枚
B-8	(芳川)	顕正	5月1日	付箋による	2枚
B-9	(野村)	靖	(明治29年)11月22日	付箋による	
B-10	(田中)	光顯	(明治33年)2月10日	付箋による	33年1月12日に母没
B-11、29	相馬	順胤	8月22日		後半はB-29
B-12	(石黒)	忠惠	37年9月3日	内容、付箋	2枚
B-13	伊東	巳代治	1月13日		2枚
B-14	高崎	正風	4月16日		
B-15	鮫島	重雄	(明治38年)11月15日		3枚
B-16	石田	正珍	明治37年8月28日		3枚
B-17	石川	潔太	38年7月13日		3枚
B-18	(松平)	正直	(明治28年)5月3日	付箋による	5枚
B-19		暉子	明治36年12月6日		亡父・亡兄は長谷川姓
B-20	(神尾)	光臣	10月21日	内容による	3枚
B-21	黒木	□□	4月14日		2枚
B-22	(鳩山)	和夫	1月28日	付箋による	3枚
B-23	渡辺	洪基	21年3月31日		2枚
B-24	廣沢	[]	6月8日		2枚
B-25		正	10月18日		2枚、付箋に「松平正直カ」とあり
B-26	佐野	常民	5月29日		2枚
B-27	(土方)	久元	2月24日	付箋による	
B-28	加藤	弘之	10月28日		
B-30	江原	素六	(明治33年)11月6日		2枚
B-31	(山県)	伊三郎	5月26日	付箋による	
B-32	(股野)	琢	11月18日	付箋による	
B-33.C-3-3	前島	密	10月20日		
B-34	(三宮)	義胤	10月27日	付箋による	
B-35	(内海)	忠勝	3月2日	付箋による	
B-36	(渡辺)	国武	8月30日	付箋による	

B-37、C-3-1	北島	以登子	4月17日	付箋による	
B-38、C-9	下田	歌子	11月11日		
B-39	山田	信道	3月29日		
B-40	(松岡)	康毅	2日	付箋による	
B-41	松原	新之助	11月29日		
B-42	澤和		2月10日		
B-43	(中井)	弘	23日	内容による	
B-44		良知	11月25日		
C-1	藤井	三郎	月22日		2枚に分離
C-2	白紙				
C-3-2	不明				後欠
C-4	(渡辺)	昇	3月14日	付箋による推定	
C-5	不明		2月8日		
C-6	牧野	伸顯	月31日	付箋による推定	
C-7	大迫	(貞清)	4月17日	内容による	明治13年か14年
C-8	(綿貫)	吉直	11月2日	内容による	
C-10	岩倉		3月25日		
C-11、12					木戸家あて私信
C-13	朴	斎純	光武5年11月27日		朴、韓国陸軍参将
C-14		能益	(明治13年)8月26日		
D-1	木下		9月28日		
D-2		良顕	2月20日		
D-3	(石井)	邦猷	(明治12年)6月20日朝	内容による	
D-4	吉井	友実	7月31日		
D-5	驥(カ)		5月2日		
D-6	柳		7月22日		
D-7	(周布)	公平	(明治26年)3月10日夜半過	内容による	
D-8	岩玉				
D-9		久弘	1月26日		
D-10	(平山)	成信	月26日	内容による	
D-11	不明	守(カ)	9月17日		2枚
D-12		守貢(カ)	11月6日		2枚
D-13		潤(カ)	[] 19日		2枚
D-14		信儀	3月18日		2枚
D-15	菊池		7月11日		
E 1~24			明治43~大正8年		木戸家あて私信
軸-1-1	(土方)	久元	2月5日	付箋による	
軸-1-2	(松方)	正義	7月12日	付箋による	
軸-1-3	(山県)	有朋	5月17日	付箋による	
軸-1-4	(伊藤)	博文	10月9日	付箋による	前欠
軸-2	(金)	玉(均)		内容による	書

翌年一月の大日本帝国憲法發布三十周年記念式典には小康を得て参列す

るも、六月脳出血で倒れて死去、享年七十二歳。新宿余丁町の私邸に

は勅使が差遣され、祭祀料・幣帛紅白絹二匹を下賜された。谷中墓地に永眠。

段御回答迄草々敬具。

五月二十四日

林 董

小野田老台

(谷口裕信)

A 2 · A 6

参考文献

小野田元一『小野田元熙』(藤商事、一九六九年)

山方石之助編『小笠原島志』(東陽堂、一九〇六年)

『静岡県史』通史編五 近現代一(静岡県、一九九六年)

『香川県史』第五卷 通史編近代I(香川県、一九八七年)

坂井雄吉「解題 有松英義の政治的生涯」(近代立法過程研究会収集資料紹介(一四)「有松英義関係文書(一)」)。『国家学会雑誌』八六—三・四、一九七三年)

拝啓其後意外御無音仕候処、益々御多幸奉賀候。扱龍太郎より小笠原島に御厄介相成居候頃之証書にて申出候趣、実は同人其後不都合のみ相重ね、古証文など取出し無効のものにても諸処え掛合など相始め、困却仕候。証書は小生之手許には無之、且つ昨年財産管理も彼等の請求によりて解除仕候に付、如何とも可致様無之、当惑仕候。尚又無論に小笠原にて御厄介相成候時の学費にて全く精算済のものなる事は申迄も無之義に付本人に篤と説論致、本人より返上仕候様取計はせ可申。不遠下阪の都合にも御座候に付、其節何れとも本人え談じ當可申。是間御含置被成下度。此頃非常多用乍思拝答延引仕候。勿々頓首

十二月二十三日

敬

小野田老台

*明治二十九年十一月二十四日付陸奥宗光宛芳川顕正書簡(国立国会図書館憲政資料室蔵)『陸奥宗光関係文書』四三一十九。片仮名はひらがなに直してある。

A 3

拝啓 過刻一書差出置候。小松宮殿下秋田御帰路貴地御通過は七月二十日前後に可相成歟と存候。追々暑氣にも相向ひ、御双方御都合如何可有御座候哉量り兼候得共、先日御申置之事も候故、為念迄御内話迄遣候事に御座候。過刻の書中御日取の都合限り臓氣に遣候様覚候付、重て寸念如此御座候。敬具

A 1

拝謹 御家族中御病人被為在候由、時候柄御加養專一奉存候。秋元子爵不相替御厚情之段鳴謝仕候。然るに二十一日迄ハ毎日前約有之、何分縛合兼候間、乍遺憾無拠御断申上候。不惡御了承被下度相願候。此

義質

五月三十一日夜

小野田様

へさせられ、いと忝なき玉もの、世に無認のいかとかと有かたかり候はんとうちよりかへすかへすもありかたかり奉りぬ。なめしなから
□か御いや一こともふし上奉りぬ。

A 4

益御清適、過日御帰之由にて珍敷菓物類并亀肉御惠贈被下、子共にて
大喜仕難有奉拝謝候。早速御伺も可仕之処、未御無沙汰罷過候。何れ
不日參館御礼可申上候。為此一折誠に龜末之至奉存候得共、御帰京之
御祝申上候積迄差上仕候間、御笑納被下度。何も拝上に譲置、右のみ。

草々 謹首

六月五日

小野田元熙様

A 5

謹賀新禧。益御安祥に御越年喜候□賀之至に奉存候。漸□外御疎□に
打続候段不□□□二□小拙も昨年泉涌寺へ移転住職承候てより大に多
忙に相成候。是れも矢張宗務之事に御座候。閣下も随分何向に付御多
忙之事と察申候。まつは年初之祝詞迄、如此御座候。

草々

B 3

拝啓益々御多祥奉賀候。陳者、此度韓客黃織氏御県下へ遊歴仕候に就、
可然御保庇被下度。同人は詩書画篆刻等に巧にして小生も年來知人に
有之、實に同人等境遇も可憐至極に付、偏に御庇護被下候様奉願候。
為其草々

B 2

おの田の
大人の
御前に

奈良原繁

十二月十六日

敬具

小野田老台

勝間田積

敬具

明治四十年一月二日

佐伯法恕

前略昨日之景況御聞及は無之候哉。懸念之義有之候間、懇に御尋仕候。

頤首

小野田様

B 1

先とよたいらかにおはしまし候おんこと、万々ほき上奉りぬ。扱いに
しひ□ふ□□かり候に付、いともいつも御ねんもしの仰言□猶御心そ

拝啓 寒冷之候益御清康奉大賀候。陳は先夜御話申上候露国海軍將校

山田

B 4

あなかしこ
たせこ

用銅壺振、本日小包にて御郵送申上候間、御笑納被下度候。早々敬具

一月廿五日

早々敬具
政四郎

小野田閣下 侍史

B-15

拝啓、去る二十二日付貴書拝見仕候。御県地方費其他に關し御経画書
御送付被下奉謝候

勿々敬具

二月七日

阪谷芳郎

小野田香川県知事殿

B-6

拝復 益々御多样之御事と奉賀候。陳は昨年は北海道に於て種々御世話に相成り難有奉存候。其後拝趨御礼可申上心事の處、今日迄荏苒打過ぎ、申訳無之候。然處本月六日付を以て貴信並御新著式部西京へ御送り被下、今日当処にて拝受仕候。御厚意奉謝候。御著書毫部は貴命の通り早速大谷塙相殿へ送致仕候條、御承知置被下度候。小生儀は昨年十二月以来東京に寄寓仕居候間、其内には拝晤万縷御礼可申上候得共、先は不取敢御請迄如此御座候。時下為國御自重專一に被成度候。

以上

四月十三日

南條文雄

小野田元淵殿

B-7

拝啓益御清適奉賀候。陳は今回当港在留英國領事ボナア氏貴県の状況視察の為めに旅行相成候。就ては同氏到着の上は公私共に相当の便宜御付与被遺度、本人より添書紹介之儀依頼御座候に付、此に呈此書候。猶同氏は多年日本に在留相成、能日本語も出来申候。直接に御引合相成候得は、同氏も極て満足に相感可申候。先は為其得貴意候。

五月二十二日

草々頓首
徳則

二白其已後は多忙に取紛、意外に御不音打過御海恕可被下候。
(冒頭) 尚々同氏は来月三四日頃に静岡県より貴地に入り可申候。旅宿も不案内付県官に問合せ候得は可然御示し置可被下候。

B-8

朶雲拝読。過日は尊書を賜候所多忙中不能即答御海恕是祈候。別紙は疾く返却可致之処、彼是大に延引是亦御寛恕被下度候。即ち封入差上候間、御落手可被下度。右迄得貴意度。

忽々拝復

五月一日

顕正

小野田老兄 侍史

B-9

拝啓 此際種々御苦慮之状察上候。人生之風光は決て予期するを得べきものに非ず、只々堪忍を旨と致外無之と存候。御閑暇之節御來車を

乞ふ。夜分なれば小生大抵在宅致候。万讓之拝晤

十一月廿二日

頓首
靖

二白炎暑折御自重之程祈候。三白愚妻よりも宜敷申上度申出候ニ付申
上置候。

小野田賢兄

B 10

拝啓 餘寒強候處益御万福被為在欣賀之至奉存候。陳者過般不幸之節
には早速御吊詞を賜り、御厚意千万感謝之至不堪候。茲に一書を呈し
御礼申上候。時下御自重所期御座候。

二月十日

光顯

拝具

小野田老台

坐右

B 11、
29

肅啓 残炎兔角難去日々難堪候處、益御清勝御奉務之段奉恐悅候。陳
者過日拙者夫婦鎌倉旅行致候折者御見送被下御至念之段厚く御礼申上
候。扱て拙宅へ御人來之節、相願候斎藤良孝身上之件に付夫々御配意、
水本氏之書面御回送被下御厚意之段奉拝謝候。先者右御礼申上度寸指
如此御坐候。

三七 九月三日午後
小野田閣下

忠惠

二白 長谷川を貴族院えと運動候へ共其功不得尽候。御笑可被下候。
○先頃は□全国を巡り候得共旅宿の清楚良なる貴地にて御馳走被下候
宿よりよきはなし今更改めて重ねて御礼申上候。

草々不備

八月廿二日

相馬順胤

B 13

花書拝披仕候。扱御尊案之書類拝受仕候。何れ緩々拝見可仕候。且又

小野田殿

近日御赴任之由に付、小生にも是非其前御緩話も仕度と存居候所に御座候間、何卒御出発之日限御示被下度候。今より參上仕候ても宜候。右御会合之日時は専ら貴所之御都合に被相任せ度、小生は必御縕合可申上候。右貴答旁伺用迄、如斯御座候。

勿々不尽

一月十三日

伊東巳代治

小野田老台

B 14

拝啓 益御安勝奉賀候。扱昨日は旧之差合相成、殊に雨中にも不拘御送迎被下御厚意之至奉万謝候。種々重宝拝観、感佩不鮮。右不取敢御礼申述度候。 拝具

四月十六日

高崎正風

小野田知事殿

B 15

拝啓逐日寒氣相增し候處、益御清榮の段大慶至極に奉存候。當師團外

征中は屢御慰問を辱ふし、且貴下統率の下に熱誠なる諸種の後援事業

を起され、為めに外征諸將卒をして後顧の患なきに至らしめられたる

一事は、慥に戦勝の一大原因と存じ深く感謝致候。今や平和克復し、

當師團凱旋の期も今後一ヶ月を超へざるへしと思考仕候折柄、内地新

聞紙上に散見致候處にては、各地方共に凱旋部隊歓迎の為め莫大の費用を支出し諸種の設備を為し、或は物品の寄送を為さんとする等、有

香川県知事

十一月十五日 第十一師團長

敬具

鮫島重雄

ゆる方法手段を尽して一大歓迎を開催せられ候趣、是必竟閣下始め地方官民諸君が國事に熱誠なるの然らしむる所にして、小官始め部下一同は感銘措かざる次第に御座候。然るに小官の歓迎に対する理想は、軍隊衛戍地帰着の際常に可成多数の官民單に出場歓迎せらる、等、費用を要せずして熱誠の意を表せらる、方法を採用するに在り。小官始めて部下一同右の如き単純の方法にて全然満足可致候。勿論我々凱旋後に在ても、戦死病没者招魂祭施行の後ならでは、地方官民諸君の開催に係る祝宴会等には、下士卒は兎も角、將校同相当官に於ては差控へ候所存に有之候間、右御了承被下度候。若し夫れ既に莫大の費用を議決し終り、今更如何とも致方無之状態にも相成候得ば、聊か小官の職務以外に渉る嫌あれども、下士卒の遺族にして遺骨を埋葬せしも貧困にして墓標を建設し得ざる者の為め、之れか建碑費を給し、或は又下士以下の家族にして、貧困の為め凱旋の際波止場又は県界等へ出迎ふ能はざる者に旅費を給するが如き、其他廃兵の救恤、軍人遺族の救護会に寄付する等、可成実用的の費用に転用せらる、を以て策の得たる者と思考致候。要するに凱旋軍隊の歓迎は、徒らに競争に馳せ虚飾に流る、か如き弊害を避け、一に精神的熱誠の意を表するを以て主眼とせられ度希望に御座候。右閣下始め地方官民諸君の熱誠を感謝すると同時に、聊か愚見申述度如斯候。

追て小生の意図、今度先発帰還すべき當師団參謀少佐内野辰次郎に詳細申含置候間、帰着の上同人より更に委細可申出次第も可有之に付、

小野田元熙閣下

予め御了知置相成度候。

B 16

拝復 炎暑赫々之候、益御健勝之御奉公奉恭賀候。扱我師団出征後為し得たる成蹟を、大元帥之御稜威と我將校士卒之忠烈勇武とに帰せられ、懇々たる隆詞を辱ふし、却て汗顏之至に候。大元帥陛下之御稜威に由るは勿論に有之候得共、他は閣下始め県民一般之熱き御後援に由て、例之劍山、老座山、大白山、大小孤山之占領防禦も出来、第十一師団之名声軍中に喧伝せられ、猶敵之肝胆をして寒らしめたる次第にして、従是閣下始御治下一般人民に対し感謝之意を表すべきの処、軍事多忙の為め遷延今日に及居候、却て閣下之芳信を辱ふするに立至り、背意万々鬼（愧か）縮之極に有之候。茲に閣下始め県民に対し申証無之義は、籌策其當を得ざる乎、他師団に比し死傷の数多き次第に有之候。此死傷に就き博し得たる成蹟は暫く他之批評に任せ置き、他日戦史之發表に待つとするも、閣下並に御治下一般人民に対し特に御通報致置度義は、全師団之死傷他に比し夥敷に反し、士氣之益振興昂登するの一点に有之候。切角御歎相成度。猶此義は御治下一般へ好序を以て御伝達之程切望仕候。茲に全師団を代表し、謹て御厚意を拝謝し、併せて御通報し得らる、限度に於て、此書簡を認申候。敬具

明治三十七年八月廿八日

第十一師団參謀長

石田正珍

木として本邦に於ては需要広く目下欠乏來しつ、有之候時期なれば、普通の赤松、蝦夷松の類有之候得共、常磐木は其數極めて過小に御座候。満洲の名物は白楊樹に有之申候。此樹は到る処に有之、其發生育極めて良好、但し此材木は建築用には用ゆる「能はざるも、まつち軸

B 17

謹啓 此頃は御慰問を辱ふし、誠に不堪感謝の至候。大人益御壯剛、

奉大賀候。于小生健在に付、先々御安意被下度候。当地方は此頃は雨期に入りたるか如くなれ共、日本の如く降雨頻繁ならず。今後も亦此の如く降雨少なき」を希望仕候。（抹消）我□□の後方交通線は渾河

に來入する事頗る多く之れ為め我隊に於ては此四月以来、茲に恰も先年洲崎に於て実施之如き橋梁大の土橋を十五以上架設致候。此長を合計するときは、殆んど日本の一里以上と可相成候。当地の車輛は大概

五六馬曳、多きは七頭を繫駕するも有之、其積載重量は百五十貫乃至二百貫位、故に車輛共には三百貫とも可相成、此等の車輛日日五百以上通行する次第にて、橋梁の保護も亦決して容易の事に無之。此重量

を有する車輛通過する場合、右に於ては橋板二寸位の板も忽ち破壊し、又如何なる道路をも破壊せられ、若し一反降雨等有之候節は、忽ち車輪を没し、車輛転轍道路破壊の景況、殆んど名状すへからざる「に御

座候。故に道路以外隨意に車輛を通過せしむる方法にて、此区域即ち道幅の広き處に依ては二百間以上にも亘る「有之、此有様は到底日本内に於て想像難致有様に御座候。此地方の山の肥たる事には驚くの外無之。雜樹密接する有様、日本に於ても稀に見る「に御座候。五葉松、

何とかして之を日本に移植致度と考居申候。是れは遼東半島にも沢山有之、其苗木も春期其枝を切て地に埋置く時は多数之新芽を出し、所謂挿木にて容易に苗を得る次第に御座候。又塞馬集附近は全山皆植すう（クヌキ）木にて、山々に毎年二回の収穫あり。其飼養としては唯監視人、鳥を追て其害を防ぐのみとの事なり。随分好都合の天産物なり。当地方野菜物も沢山有之、其内日本になきは赤蕪形の大根なり。此者は風味能く、質堅くして緻密、能く貯蔵に堪へ、本年四月末頃まで味及質とも変せず。我邦人冬期唯一の副食物なりし本邦の大根は、一月後には多くは中に巣立て質変し、味不良となるも、此赤蕪大根は決して然らず。既に其種日本に有之候哉。小生は何とかして其種子を求めて貴地の福家君へ送り度と存居候。先生御礼の御反事まで如此に御座候。

三十八年七月十三日

石川潔太

五月三日

早々頓首

B 18

小野田大人
閣下

拝啓仕候。時下薄暑愈御忠勤被成御奉職被下候哉。倘は日清問題も終局に至り候。意外なる故障出来、廟堂諸公も頗る御苦慮と被察候。然るに避遠に在りて新聞紙上を以て事情を見んとすれば、昨今非常之停止の発令多く遂に新聞等には信を置く事不能、只々夙夜推測を以て苦心仕候儀に付、御當職機密を洩泄なざる、事出来ざるは生も深く信する処に候得共、何分今般之事件國家安危之関する大事件、生等に於ても実に安するを不得場合なれば機密は飽迄相守候間、目今之処独仏聯

合干涉之程度は何れ迄進入し來りしや、又は廟堂の大心、決は如何の方針に被決候や、友誼上を以て御内示被下候事偏に願上候。實に此度之義は功を一簣に欠き候事にて既に博せんとする我國權國威を一擲し去る如き場合に相成ては、實に臣子之分痛憤慨慷に不堪次第也。先如斯外國干渉を為んとする事あらば、何故に外交政略上予め知り得る之眼識無之や。平日外交政略は秘密々々に申唱へ當局に一任し置候処今日之如き場合立至り、上は陛下之御威徳に關し、下は臣民之望を誤り候て千載不磨之汚点を現出候事、其當局國家之大罪人と申外無之候。賢兄為如何此言は御一覽後御火中願上候。兎に角前陳御内報願上候。少々御依頼旁事情伺迄是非御一報約上候。

頓首

元熙賢台
侍史

正直

尚々此品餘り自慢は出来不申候得共、土地之名產之一品に而差上るに足候。御笑納被下候へは大幸之至に御座候。令弟は毎々御引立被下、難有奉存候。

猶宣布願上置候。又再行
(冒頭)

尚々差上候品は小包に差出候事に候也。

B 19
謹啓　去明治三十一年七月十七日亡父宗右衛門へ贈正四位を賜り、此

度亡兄速水へ贈正五位を賜り、天恩之深難有一同代、謹御礼奉申上候。

微衷之乍恐つたなき私歌奉獻仕候間、宜敷様其御筋江御上申被下度、此段伏て奉願上候。

明治三十六年十二月六日

小野田様閣下

B 20

弥御清適大丈夫事に御座候。頃日来御上京の由は新聞上にて承知仕居り候も、書状着の頃は御帰任の御事と奉存候。扱小生事今度遼東守備軍參謀長被仰付、旅順陥落を目撃之間に昧めつゝ、剣を收め砲声を後にして背迫せざるを得ざるに至れり。敗て背迫するは限決見の常なれとも、小生は勝て背迫に其遺憾加減御推察被下度候。旅順近状に就ては石田大佐帰善の由に付、御聞取の事と存し略し申候。西大将（当司令官）には東京に於て定めて御面晤の事と相信し申候。生の転職は勿論戦事中のことにして、戦后は依然普通寺へ帰任候ことと存し居り候次第、尚不相替御厚情願上候。右御披知旁御近況伺迄。

草々

十月廿一日

小野田明府

閣下

令夫人様に宜敷御伝声願上候

B 21

尊翰拝誦候。本日不存寄清墨預御惠投奉歎謝候。何れ昇堂奉申上候。扱尔來縁免御愛眷に相成候所、等閑に打過居候処、恐縮千万にて、此段御海容可被下候。先不取敢この義拝礼申上候也。扱先般御高諭奉拝見、不顧失敬下手御条宮内省御高達候哉と恐縮仕候。何分老頑に時々披見被仰付候へば、何寄事も奉拝宣候。書餘期拝語候。時々

暉子
百拝

四月十四日

小野田明府

閣下

B 22

拝啓 一月二十五日附御書面拝誦。中井龍太郎と申す者より賢台に対し参百円預け金ありと称し、代理者を以て賢台に御請求及びたるに付、顛末書類一括御廻送相成逐一拝見致候。法廷の問題としては如何なる結果に可相成か夫れは別問題として、徳義上龍太郎なる者か反古同様の書面を根拠として恩人に對し請求に及び候は、甚不埒千万と存候。小生は在神戸鞍□氏方へ名前を掲げ居候へ共、本件は全く承知不致候。依而鞍□氏に対しては如斯事件を取扱はざる様勧告可致候。若し小生の勧告を容れざる場合には小生名義は断然用ひさせしめざる事に可致候。御送附之書類一括御返戻申上候。右得貴意度。勿々

頓首

三七年
一月二十八日

黒木□□
頓首

和夫

賛成を願候而已。何れ得菴氏よりも可申上候へ共、主旨御賛成候趣
東京へ申遣置候へは、右御承知被下度候。猶過日申上候通り土風を御
勘考被下、県民之不幸を御救被下度義申上候。且御漏被下候贈位と申
事長谷川氏より小生は松平左近なる人に御注意を請候なり。斯人は勤
爾後久しう御無音に罷過候。遠嶋之御任務御苦勞奉存候。さて近頃突
然之御願御座候へ共、小生久敷懇意にいたし居候而今試験局属相務居
候清川寛長男、是迄も適に教育は致候へ共兎角不束之義有之、東京に
而者成人之見抛無之候付、寛之知人に托し御管下へ移住為致候。就而
者勿論当人独立獨行に而生計之道相立他に依る未なき凶りに致し、十
分艱辛を嘗させ候覺悟に有之、決而御庇保を願候義に無之候へ共、万
一不得止事故出来如何にも救助不致候半而者難相成場合出来候節者、
相応之御致意奉願度、右用意として右人に内証て些少之金子御托申置
度生より頼呪候様申出無餘儀次第に付、右金円封入右之段小生よりも
願候は、宜敷御聴入被下度奉企望候。

王無二之者に而主人は能承知致居候也。御問合被下候上御周旋被下候
へは、於小生大慶之至に候也。右等縷々御陳述申上度存居候へ共、何
分双方多端に而不得閑話候。乍遺憾帰坂後も俗務如山漸々裁一書候也。
御一（笑）可被下候 草々 不具

六月拾八

廣澤 □五□

小野田知事宛

下執事

廣澤 □五□

廿一年三月卅一日認

拜具

渡辺洪基

拜啓 愈御健勝御軼掌奉賀候。陳者過日御願候藩祖贈位御内申書写早
速御送付被下奉多謝候。右に付内務省之模様承り候以て大臣より總理
又は宮内大臣江協議可相成趣、別に書面を以申請には不相成由、或は
被行候歟之模様にも被窺申候。旧藩人等政府に向て運動など不致事に
申合せ候得共、小生一己之考として奔走も仕居申候。御含迄申上候。
○此頃は長崎氏御同伴養種圃方御出向被下候由、御多忙中御配意之段、
不專荷佩御諸事宜敷御尽意之程奉冀候。小生も来月に入り候は、是
非罷出候心得に罷在申候。万々猶拜晤。

草々敬具

B 24

愈御機嫌克奉賀候。扱過般は得拝眉万謝、乍然御多忙中に而不得緩
晤、本月は稍々御閑と承り候処、小生帰□に通り四日之夜高松を發候
而不得再訪候段万謝、三日之夜は御來賓有之候事千万遺憾。乍然別に
非有主旨候而彼の得菴氏之寄宿舎を監督して生徒の不良を戒候事に御

小野田明府閣下

十月十八日

正

B 26

愈御清適奉欣賀候。陳者昨日者築地龍池会へ御尋越相成候処、今折迄は拙生出席不罷在失敬之至、就而は本日午後一時頃尚同所へ御入来相成候哉に被申置之趣に候得共、本日者大日本私立衛生会総会に而、木挽町厚生館に出席、午後早々より四時五時頃迄は同所に罷在候積に付、自然御都合よろしく候は、乍失敬同所へ御來光被下候得は、大幸之至に御座候。先者右用向而已。勿々拝具

五月廿九日

と申者承り及候て、何卒本人御採用被下候様之願上呉候出申候。独逸書中より警察之件等翻訳又は取調等御命候得は、相應之事は出来可申哉と奉存候。人物も温順なるものに候。小生保証仕候事御座候。果して右御入人有之義に御座候得は、何卒よろしく可願申候。本人へ履歴持參可為仕候。仍て一応此段願□候。草々拝具

十月二十八日

大磯より

加藤弘之

小野田元熙殿

佐野常民

小野田殿

梧右

B 27

拝誦 愈御安康敬賀。陳は消防改正御見込に付、御取調書御廻被下落手仕候。篤と拝見可仕候。猶又常置員会も当分は平穩に運候由、好都合に御座候。尚拝顔之節可得御意候。不敢右貴酬迄。 諸首

二月廿四日

B 30

愈御清穆奉賀上候。扱昨夕新聞にて承知致し候に者、今回宮城県へ御転任之由誠に御苦勞千万に奉推察候。北清事件も追々落着可致右に付ても我同胞殊中以下三民之智徳を養ひ大に人民之実力を養ふべき時之處へは、地方官の方々に者成丈け御辛房成丈け長く一県に御奉職企望御出被成候而も充分に御尽力之程企望之至に不堪候。草々 諸首

十一月二日

B 28

拝啓 益御清適奉恭賀候。然れど唐突願上候も甚不都合御座候処、警保局中に御入人御座候よしにて

江原素六

伊志田友方氏より御手元迄内願申上候義何分にも御記憶被成下度、此段御願候也。

独逸協会学校

卒業生

足立謙吉

御清消奉南山候。扱過日御出京の節は曾て御話し有之候御地の名物
態々御持參被下、難有奉謝候。御滯京中一度御伺の上御礼申上へく候
処、何かに取紛れ不得其意欠礼仕候。先は乍延引右御礼迄、如此に御
座候。勿々拝具

五月廿六日

伊三郎

小野田老台

侍史

B 32

拝啓 其後御無音に打過申候。時下寒始に候處、愈御健勝奉賀候。陳
は甚卒然之義に候へ共、高猶參より別封之通申來候。同人は格別懇意
と申にも無之候へ共、前年より相識之者に有之候間、何卒可然御引立
被下度候。此段御依頼申上候。

十一月十八日

小野田殿

梧右

草々頓首

琢

B 33、C 3-3

拝啓 過日海員掖済会支部總会御挙行に就ては、多大之御配慮被成下
候。御礼親しく申上度昨朝昇堂候処、已に御出門後にて拝光を不得、
今朝更に拝趨之心得なりしも、微恙之為め不任本懷遂に失礼仕候。仍
て□曹を呈し此旨申上候。何卒御寛了可被下奉願候。

謹言

B 34

小野田閣下

伊三郎

拝啓 先以御安康大賀と奉存候。陳は奥地より尊台へ叙勲之義に付、
頃日藤波主馬頭へ同國公使より勲章御送付事あるより今日同國公使に
行尊台之分打合候処、尊台并ハ重山艦長之分は直に本国政府より送付
可相成御座候。故に遅くも來一月には到着可致、夫迄御猶豫被下度
云々申陳候間、左様御承知被下度候。猶又頃日は例之相馬騒動に付百
方御骨折之事と御察申上候。彼之弄花事件の騒ぎ日本法官之不体裁実
に驚入候次第、外人に相対し恥入申事に御座候。尚不日拝顔候前に可
得御意候。拝具

十月廿七日

小野田先生侍史

義胤

B 35

兩度之芳書拝披、貴家益御揃之義奉賀候。小生も早春來引籠り療養中
に有之候処、昨今稍元氣も回復致候様相覺候に付、不遠帰京之念に有
之候。猶又幾度も御地産のラレンジ沢山御送被下毎々御厚情之段不堪
深謝候。右は一応之御礼まで、得貴意候。

草々頓首

三月初二

忠勝

小野田賢兄
尚々乍慮外御令閨様へよろしく御伝声被下度候。

B 36

拝見 兼而相願候両面之事早速御返し被下奉多謝候。いつれ話晤御礼可申上候得共、不取敢如此御座候也。

八月卅日

國武

小野田老台

B 37・C 3-1-1

朶雲拝誦、照々たる春光陽和之候、益御安康奉敬賀候。陳者御前報有之候軍隊及同家族並軍人特待に関する情況書御遞送被下委曲熟読仕候。

誠に時局に関し用意周到之御成画、感佩之至に御座候。早速御報告書之趣皇后陛下へも申上候処、御満足に被為在、尚且谷口騎兵少尉妻き

く女の特志なるは感心なりとの 御言葉をも奉拝候。此段貴下迄に御内報申上候。先は右遞送之御挨拶迄、如斯御座候。

敬具

四月十七日

北島以登子

B 39

拝啓 御依頼仕置候一条に付、巨細御示之旨敬承、直に警部長手元江相呈申候処、御局に於て一人御採用之上ならては俸給に差支候旨申參候間、左様御承知置被下度、巨細之義は明朝參省御面話に相讓置候。

(冒頭)

尚々此度大分御世話相掛候。友人も彼是候へ共、とても知事公の御助

力を借り候はでは、此杯都合相ひつきかね候半と存、押てねがひ上候段悪からず御了知被下度候。

小野田知事様

下田歌子

勿々謹上

十一月五日

小野田元熙様

侍史

B 38・C 9

前略御免可被下候。さて今般大演習行幸あらせらるるに付清國の大官人達大勢渡航にて、政府にても兎ても御世話相成かね候ふにつき、軍

三月廿九日

勿々敬具
山田信道

小野田局長殿

B 40

昨夕司法大丞より別紙到来に付、既に夫々手配致置候旨答たり。此も猶厚意之忠告に付、一層御加慮有之度。

二日

草々頓首

小野田局長殿

B 41

最も結構なる御餞別御惠贈被下、御厚情深く報謝候。拙家一同は勿論石山全家満悦雀躍罷在候。乍略義御礼迄、如此御座候。

十一月廿九日

松原新之助

小野田様 侍曹

B 42

拝讀 過日御約束之北海道御巡回之復命書並に紀行態々御送付被下、御厚情拝謝之到奉存候。不取敢一応御礼迄。勿々不尽

二月十日

澤和

(冒頭)

小野田賢台 座下

B 43

打絶御遠疎仕候處、益益御勉忍奉賀候。扱は小官も碌々消光罷在候間、

謹啓仕候。閣下益御壯剛被為在御座、大慶之至に奉存候。陳は過日御

左様御放念可被下候。尚又過日三島總監を以愚息龍太郎之儀依頼仕候處、直に御承諾難有仕合奉深謝候。全体愚息儀両三年以前より米国

九鬼公使に依頼、田舎に而実業研究為致度差遣見候處、兎角性質輕燥之氣風に而學問は好まず、東西に奔走のみ心掛、隨分野卑なる習慣に染侵し甚懸念仕候間、先々月呼返し候。色々思念仕候處、幸ひ老闘之御帰朝を伝承、御願申上島民に御引立、嚴酷なる御教示相願度、早速御承諾被下候儀、於小官美に望外之幸と奉存候。且月々十五円乃至二十円の積りに而御願仕度、門番なり何なりとも万事一切御委嘱仕度。

御繁忙中に如此自由願上候儀者甚御氣之毒千万難尽筆墨。尤性質上隨分狡智を帶候儀故、十分之御叱責を願上度心算に御座候。龍太郎儀者南糸屋町鉄道事務官阿部浩宅江向け差遣、早速御尊宅江拝趨為仕候付、何卒宜敷御願申上候。余は他日拝眉を期し方可奉謝候。

廿三日

小野田君

弘拝

島中に而自然妻対之時宜も候はゝ、御見計被下御執行被下度。五六年は先づ脱走不仕候様、御含迄に奉願候。此度之御世話により幾分か改良仕候はゝ、望外之幸と相樂み申候。拙者より金子差送候儀者無之事に□□□□□候。

御面倒ながら為替券は三井より御請取可被下候。

芳書を忝ふし、今回又結構なる短衣御惠贈被成下、難有拝受仕候。

重々御懇情の段、厚く御礼申上候。于時讃岐男児も閣下の御尊庇に依

り、後顧の患ひ無之力めて忠実に職務に従事し一意益名譽と勇武とを
発揚せんことを大に努とめつゝ有之候間、幸に御安神奉願候。攻開軍
も近頃は着々奏功、御同慶の至に奉存候。乍末筆御奥様へ可然御囁共
奉願候。其内時下別而玉体御自重御自愛奉專祷候。先は御礼迄、如此
に御座候。

十二月廿五日

敬具

小野田兄

良知拝

小野田元熙閣下

侍史

追啓仕候。荊妻事毎度不容易御厄介に相成、難有奉恐謝候。万事何分
可然其事□□奉願候。

C 1

尊書拝披。昨日は御枉駕被下候處、誠に失礼など仕り候。御申越の書
籍一冊をさし上候間、御査収可被下候。御書中に者公使館領事館費用
条例一部つゝと有之、全部二部に相成居り候様に御呑込之事と相見へ
候得共右は差出候書籍の中に合記し有之候義に御座候間、左様御承知
願上候。早々拝復

二十二日

藤井三郎

二月八日

玉机下

小野田老台

C 3-2

尤此尋常諷吟永沼君須深採其味也。

C 4

拝啓申候。益清過被下奉賀候。□者兼而御配慮之旧大村藩士族復籍一
条、如何之御運に相成候哉。未決着之途に着不申事歟。御尋迄御座候。

草々頓首
昇

三月十四日

C 5

東啓 残寒弥増候所、閣下実御安静慶賀之至に奉存上候。到着後不取
敢電報を以御礼申上置き候所、迂生御地在勤中は實に不一方御懇命を
蒙り拝候任務に終始する事を得候義と感銘罷在候。当地も小生は殆ど
始め而参り候所とも申可く候所、來り見れば後山は松樹鬱蒼として葉
色を帶ひ稍西京東山に髣髴し南面湾状の嶋嶼間を縫る風帆のながめも
かなり面白く、日用品の弁理も近來著敷弁理に相成陰居生活には先以
不自由無之候。毛利家には御一統無事に御座候間此段御放念可被下候。
御地凱旋軍隊も未全く終了に至らす、不相變彼是御繁忙と奉存上候。
先は積る御礼申上度呈愚札候間使其他御属僚へ宜敷御下声奉願上候。
余は後鳴を期候。勿々拝具

毅

前略 昨日は御書面被下拝見仕候。死体一条付ては種々手数被下候由、誠に好都合にて医師養成上不尠候而効能可有之候故、右は各医学部主事へ通知致置候（内密）間、将来典獄杯打合上便理可得存候。○岡瀬崎云々、実に結構之至に御座候。尚此上とも御高配奉祈候。勿々御請迄。

三十一日

小野田老台

侍史

C 7

御壯健奉敬賀候。然は今日松方内務卿に相談致來候。廿日より出張候事に相決申候間、御了承可被下候。扱明日者土曜日に付、正午過より

新宿別荘江龍越積御座候間、御都合之儀も被成御座候は、御來臨被下間敷哉。頂戴之入御覽度、外に者は迄静岡県書記官たりし千澤弥吉

參候筈に御座候。右御誘引旁奉得貴意候。 頗首

大迫切

C 10

尚々故川路大警視病中は諸君不一方御配慮之趣承知仕、船中無恙被成帰朝候に付、漸々快方と相楽て罷在候處、終に養生不相叶先々月十三日被致卒去、遺憾千万、併帰朝之上に而卒去に相成親族も愁傷中にも果し宜く模様有之候。爰許客況者大山氏より詳細御承知被下度、右乱文御權覽を乞。

肅啓 然は其後李氏之容体及び佐藤總監之診斷等來電無之候哉。直々為御知被下候様、兼而御噂有之候事ながら杞憂に堪えず、為念御問合仕候。

勿々敬具

三月廿五日

小野田警保局長殿

岩倉幹事

秋冷之候愈御清適被為涉奉恭賀候。毎々御懇書且警察上御質問書等御送致被下、御厚情之程奉万謝候。時々不致謝答意外之御無音思召も恐縮何卒御寛恕を願。於御留守に而皆様被為揃無御別条被為入候條、御放神有之度不相変每々御尋被下忝、御子様方倍御成長聊の御不例も無

C 13

之趣何卒御安意被成度。亦小生無異罷在候間乍憚御休神可被下候。爰許幸ひ御留守中致而平穩、殊に全国米作近年稀成豐熟にて人気も大に

穩に御座候。大坂立志社其他不平徒衆集会等も有之候得共、差たる異状者無之、何卒各位御帰朝迄此保平穩、警察之良法を得候は、必ず鎮靜に至可申、諸君御帰朝を渴望罷在候。右追々の謝答迄。

早略拝首
吉直拝

十二月二日

小野田老台

敬具
伸顕拝

C 8

小野田様侍史

伏維比日政躬暇豫諸多吉羊至以為念僕前者因觀兵東來滯留寶境備荷綺
注派員接應諸事周到使賓至如歸頓息旅屑之勞感銘五內終不可諱今自京
中發還本國無由叙別不禁依々不腆土儀伴函送呈尚求賞收勿却為荷此請

台安不備

光武五年十一月二十七日

韓國陸軍參將朴齊純 賴首

宮城県知事小野田元熙 閣下

九月廿八日

木下生

小野田老台

木下生

計開

楚布 一疋

曲生絹 一疋

C 14

過刻は拝顔何悅茗之一寸參上御帰朝可祝之処、何分多務不能拝趨何れ
其内參上可仕候。甚不都合なる品々候へ共、茶一器砂糖一箱到来候、
何れ御目にかけ申候。御記留被下候は、大幸之至存候。餘者草期拝芝
之時候。早々頓首

八月廿六日

能益

二月廿日

良顯

猶々暑中御航海一際御疲勞奉察候。為邦家精々御保安之祈候也。

小野田先生

小野田先生

良顯

D 1
不相變御健勝恭賀恭賀。武德会發会式御舉行に付、御配慮奉察候。青

木會長へは臨場之儀申入置候処、唯今電報にて公務上到底出席六ヶ敷

D 3

一別受來官自書多非之至、御高見可被下候。每々御懇書一々肝銘拝謝
無限御承福御勉励之趣重々遙賀此事に候。當地之景形は万々大山氏よ

旨申來候就而是迂生代理致度存候得共、一辺は本務の為め、一辺は病
軀の為め、御確答申上兼候。假へ出席候も講話等は出来兼子申歟。突
は昨年夏奥州徒步旅行の末肋膜炎症に罹り、今以時々發作目下引籠り
申位の事にて頗る委疲振はざるの体に御座候。此の気候交換の際、或
は貴県へ旅行も一療法かとも存居候。何れ来月になりて何とか可申上
候。早々

り御了知被下度。兼而御専任之檻獄事務御調も殊之外無遺憾御着手之

段甚感服仕候。元より御専任之事故、万々御勉調奉遙望候。生も御發

途前之企漸貫通せり。併し夫迄之事は未だ確固たる改正も不行届汗顏

之仕合候。併し貴兄之御帰朝を待而發明せんと相察居申候。漸去月來

差練を以て縫に一週間之暇を得宮城え行、厚く貴兄之御尽力なる集治

檻見分を遂け、内務獄司石沢氏相招き、共に一見其至れり尽せり、全

く貴兄之御奮発今日之愉快を極たり。万謝無限既に英客ヘンニーレー

並に公使ハーケス氏等も一覽して頗る感服せり。未だ日本にして如

是全備之者を不見と嘆歎せり。石沢氏も奮発相歎居申候。一日帰て罷

答不尽此一事を検する為に既に一書を認めたれ共、幸に大山氏再行に

付止め而同氏に托言仕候。何も御了承可被下候。先は毎々御誠詞勞乍

略義御座候。目に見る事と心に記する事とは御直話を相案申千万深重。

頼首以上。

六月二日朝認

邦猷拝

小野田老台

梧右

二陳□君之一筆を不呈間一到奉願候。多事罷在り不盡。早々頼首。

D 6

小野田鳳兒

侍史

拝啓 炎暑烈く候処、益御清安大慶此事に候。陳者中井弘倅龍太郎頃
日本國より帰朝、小笠原嶋渡航農業相當度との趣意に而台下江拝謁彼
は相伺御依頼申上度候由承候間、可然御指揮且御引立被下度願上候。
三嶋よりも御承知之事奉存候へ共、猶又小生よりも御願申上候。書余
拝顔之折可申候也。

七月三十一日

吉井友実

小野田殿

D 5

爾來心ならず御疎遠に相過候段恐入候。只管御海逐被下度候。扱今般

郷里未曾有の大火灾栗近痛心の至に候。非常の折から神速詳細に御報

知下され御厚意深く感佩仕候。不敢夫々へ申通し、応分の義捐金相

つのり聊救助の寸志を表し度奔走致居候。尊兄には即刻御出張、消防

方殘る処なく御指揮の上別して御親せつに御休護下され候段、在郷親

戚も他よりも続々申越し当地誰れも感謝音ならず候。貧郷向來の制行

仕何可有と甚痛心仕候。猶此上とも格別に御配慮下され、何とか立行

候よぶ御添心のほど偏に御依頼仕候。御承知の通り近來政海の風波兎

角穏ならす候ゆべ、彼是に取紛奉答延引仕候段、不本意千万に候。平

に御高免下され度候。其余後便にゆつり、此段早々頼首肅啓

五月六日

驥

D 4

謹啓御座候。本年も殊の外嚴敷は暑さに御座候処、御穩容様御揃遊は
し益々御機嫌能渡らせられ候御義質し奉り候。次に此程誠に御蔭様を
以て存しよらす過分の辞令書拝領仕候次第、乍恐御高恩之程有かたく
厚く御礼申上候。右は直様御礼申上候義に御座候処、少々不快に有之
申、諸子には其旨申上候段、何卒御寛免遊はし被下度願申上候。尚
能々相考申候へ者全久長の年月人々の引立により漸く勤続致申のみに
有之、是と申お役にも相立出不申候に、この御恩命を蒙り御登申候て

實に仕合之至よくも有かたき事に存上候。乍恐御奥様へも万々鳳声頂
き度願申上奉り候。乍末大暑中御静養あらせられ候様願申上奉り候。

不具

柳拌

此詩韻格□世登門而謝不宣

七月廿二日

小野田様

閣下

二仲 信海仲にも一入有かたかり御厚礼申上度と申出候事に御座候。

D 7
急啓 貴官本日内務省警保局長に被任候旨内務大臣秘書官より通報有
之候付、此段及御通知候。付而者至急上京相成度候也。

三月十日夜半過

公平

小野田殿
常置委員諮詢会其他明日御打合を要候間、明晚御出立の御都合も相図
候。尚々以上
御榮転之段不堪欣賀候。而して離情も亦深矣。

D 8

向

辱賁然蓬茨様見餘光□襯更拌

委翰懇々念及此身尤京城本十九日間埔頭及築堤落成之盛舉曾已得詞種

擬及□趨賀

藤間成□之教言寧不勇然而前□然玉之近事無何末疾寒憚裝束為首真率

開懷之会則固無礙於放縱跌宕至可柏東闇城（礼□之謂也）之場万不可
自強而招傲慢之議只自快憫而但心矣常改日石門日々暖桃花淨無數晴蜂

上下飛午睡初醒童子語持來山巒滿筐肥

□下岩玉拌

小野田君侍史

数日來為得好天氣小出試步于山巒見□蕨抽荀段敷乃謀聚一群兒童
(boys and girls) 幾採得半山狼藉為供野味少許（已□恐）分呈晒付厨
□為□因思近代人遺世絕代之作一首詩□の左 覧与永作惠□申
〔翻刻者注〕（ ）内は行間への書き込み。位置は（ ）直前の数文字
の右側

D 9

拝見 昨夜は種々御馳走奉謝候。東京市街区画調書御手数之廻熟覽可

仕候。猶又監獄署購求品代価□□九十四錢□□□□□宜敷御願申上
候。明後二十八日は何卒御光臨被下度、予算員へ御吹聴□員到申候間、
□□□例之御人數御同行奉希候。拌復迄、草々奉申上候。

一月二十六日記

久弘

小野田様
追而□□□代価御受取証是又御受取申候。

D 10

拌呈 然者過刻御回付被下候二六新報議長へ相示し候処、右明日丁
度本院集会候故、持出し一応各顧問官へも相示し候上にて御返却可申

上と之事に御座候間、左様御承知被下度。新聞は明日迄拝借奉願、明

頓首

日午後の内返可仕候。猶又停止は可成長き様願度被申聞候間、御含

守貢

迄申添置候。他は明日更に可申遣、早々以上。

廿六日

成信

小野田老兄

D 11

肅伸仕候。時下益御清榮奉賀候。然は小蒸汽船之義に付早速に御回答
被下候段奉謝候。扱右蒸汽船之事に付、平野氏態々遠方當方迄被參候
事も足勞且當方にも右船体之模様一見仕度、都合により候ては家根
船引船候とも又其蒸氣へ直に乗込候とも、兩様之内に相決候積故、當
方より先方へ一人差遣度奉存候。右に付候ては何日何時に人差送申候
て宜敷候也。又先方は平野富治氏片山新三郎氏之内へ宛候て宜敷候也。
又平野氏不在に候へは事弁申間敷也。彼是之都合甚以御面倒之至恐縮
には候得共、最一度先方御尋問之義奉願候。

頓首不備

九月十七日

守拝

小野田元潤、殿閣下

D 12

拝啓 御清適奉賀候。陳者今朝承候へ者来る八日弥生社にて擊劍会御
催相成候御様子小生かねて宿意故、此度こそ何事も拵ち拝見仕度何卒
觀覽証一枚御配意被下間敷哉。此段内々御願仕候。餘者拝青可申上候。

早々敬具

川村正平同行に為致置候。是は觀覽証惣監よりもひ仕候故、不及御
配意候。

小野田老兄

D 13

専來御多祥と奉賀候。さて先日は雪中之御追獵、嘸々御壯快と御領承仕
候。御取得之白兔一頭（野生之白兔生におるては初見之品物に候）御
送付、早速致賞味候。何分一品御送付是亦致領收候。右御挨拶まで、
如此に御座候。 頓首

一月十九日

熙

小野田明府

D 14

拝啓 益御清健奉大賀候。陳は毎々懇意なる御慰問を感承し感謝に不
堪候。今回は貴管内軍人遺族及廢兵並に其家族援助方法被設候て右趣
意書御送附被下、逐一拝見仕候。寔に完全なる好法にて、重々御配慮
之程深く万謝なる処に候。遺族及廢兵等も無上の幸福実に感涙候事と
存候。殊に生業扶助は永遠に公私共有益なる事と被存候。当地方に於
ても近々精査之上は遺族子弟に相応なる事業も可有之歟と被察候得共、
目下万事調査中に付御乍遺憾特に御報導申上候儀も無之他日に譲候。
先は貴答旁遺族同様の誠意を以奉万謝候。頓首

三月十八日

小野田知事閣下

信儀

軸1-2

過刻は遠方御苦勞罷成候御面晤相答置候兩条速に御取調相成殊に態と
為御報被下多幸に存候。拝復

勿々頓首

七月十二日

拝啓 時下益々御清福奉賀候。爾來御地へ御無沙汰仕居候処、返て御見舞状に接し恐縮仕候。出征後益々元氣よく御奉公罷在候間、乍憚御休神可被下候。海上の大成效平和風愈々念入に吹き來り候段、為君國御同慶に御座候。陸上前面敵情に変化も無之、日々一二斤侯の小衝突位に日を送り候。北海の方も無事上陸出来候由、万歳に望候當軍司令部只今之宿當地は山間の一寒村信濃の山奥とも可申候處御座候得共、

文明の餘沢電信電話等交通機関全備候為め、東京の出来事など時々刻々相分り又た山間丈けに軍隊衛生上に取りては好都合に御座候矣、一般病者甚た少なく此有様にては全軍無事伝染病発生時季を経過し得べくと信し居り申候。まつは御見舞被下御礼申上度。早々敬具

七月十一日 小野田知事閣下 菊池生

見舞状に接し恐縮仕候。出征後益々元氣よく御奉公罷在候間、乍憚御休神可被下候。海上の大成效平和風愈々念入に吹き來り候段、為君國御同慶に御座候。陸上前面敵情に変化も無之、日々一二斤侯の小衝突

小野田殿

正義

御同慶に御座候。陸上前面敵情に変化も無之、日々一二斤侯の小衝突

(冒頭・行間)

可成は明十三日内務省より上申相成候様同□え御伝へ可下候

軸1-3

今朝御來訪被下候處甚失敬仕候。就ては明後十九日朝八時頃御來談被下候様致度候。自然御差支有之候は、猶期他日可申候

五月十七日 小野田殿

草々如此
有朋

小野田殿

軸1-4

〔前欠か〕果して悉皆刪除候事に致承諾候得は勿論明日より御解停相成不苦候。乍去将来尚御注意相成度候。為其早々拝復

十月九日 小野田殿 博文

博文

久元

軸2

夙任警官能致身多年事□見精神揮刀□令鹿城曉窓儀觀風巴里□凌去南

小野田殿

溟波浪險以為絕島史□親区々得□何須問要在前途功績新

余在小笠原島時小野田元熙君任島司日夕追游遂成忘刑之契一日君出示

此詩題君之切友大津君贈章也辱余書以記之玉

(本紹介は平成十三、十四年度科学研究費補助金(奨励研究A)によ
る研究成果の一部である)